

## 六・三・三制と私

六・三・三制といわれる戦後の学校教育制度が発足した時期に、私は、同年輩の友人たちとはいくらか異なった体験をした。

太平洋戦争も末期に近づいた一九四四年春、私の一家は長野県岡谷市に疎開した。集団疎開のはじまるほんの少し前だった。私は、翌一九四五年には国民学校初等科をおえ、すぐに、諏訪中学校に入学したので、旧制中学校一年生の八月に敗戦を迎えた。

一九四七年四月に、私たち（旧制）中学校三年生は学校制度が変わった関係で「長野県諏訪中学校併設中学校三年生」ということになった、と担任から知らされた。これが私にとっての六・三制との出会いであった。しかし、この頃、私は新しい学校教育制度の意義を自覚的にはとらえていなかった。今から考えてみると、「君たちは、これから併設中学校三年生というんだ」と教えてくれた教師も同様ではなかったかと思われるふしがある。つぎのようなことがあったからだ。

四七年五月一日に、つまり私が併設中学三年生になって一カ

佐々木 享

月ほどして、父が急死した。父は長く東京都水道局に勤めていたが、疎開してからは製糸機械をつくる工場で現場労働者として働いていた。激しい物価高、食糧難のつづくなかで私たち一家は唯一の働き手を失ってしまったので、急に、家じゅうの者が働かねばならぬことになった。母と私の一つ年下の妹とは、その月のうちに、父の勤めていた会社で働きはじめた。私も少し遅れて六月三〇日に併設中学校を退学し、同じ会社の工場で働きはじめた。私に与えられたしごととははじめは、機械工場の雑役——工場内の掃除、機械の油さし、機械の分解掃除などだった。

いま、ふり返ってみると、この妹は旧制高等女学校の併設中学校二年生になったばかりのはずだったが、退学願はあっさり認められたらしい。私のばあいも、せっかく入った学校を中途でやめるのは残念だとか、もったいないなどという意識はあったし、まわりからもそういう意味のことを何人かのひとからいわれたが、退学願を出した私にも、それをうけとった教師にも、併設中学校

は新制、中学校なんだから退学してはいけないんだという自覚はほとんどなかったように思う。発足直後の六・三制は、私たち一家にとってはその程度のものであった。

こうして私は、新制中学三年生を三カ月経験しただけで、できたばかりの新学制から離れてしまい、その直後に、(あとで考えてみたらということのだが)旧学制に戻ってしまった。

近所の婦人が、私が中学を退学して働きに出ることを知って、岡谷工業学校に夜学があるから入ったらと熱心に勧めてくれ、手続きまで調べてきてくれた。そのなかで、同校は諏訪中学校と同じ県立だから転校手続きをすればよかったらしいのに、一方を退学してしまったので、改めて編入手続きをしなければならぬことがわかった。私も勉強を続けたいとは思っていたから、たしかに当時としては貴重な一〇円という入学金を払って、七月に、(旧制の)岡谷工業学校第二本科(夜間課程をこう呼んでいた)機械科に編入学した。いきなり三学年ではムリだろうからという教師の判断があつて(とその時に私は思った)、編入したのは第二学年だった。高校・大学とつづく私の長い夜学生活がはじまった。しかし、読書が人一倍好きだった妹を受け入れてくれるような夜学はなかった。六・三制は、私たち二人から一歩遠のいたのである。

翌四八年四月から新制高等学校が発足した。長野県では、大部分の高校は旧制中等学校を母胎として発足した。私の通学していた岡谷工業学校も岡谷工業高等学校となった。この頃、学校で、

「これからは、夜学のほうは、パートタイムということばの訳なのだが、定時制課程と呼ばれることになった」という話を聞かされた記憶がある。しかし、私の学年までの夜学の生徒は、旧制のままでも卒業できたから、五〇年三月までは旧制と新制の二重の学籍をもっていたことになる。五〇年の二月(だったと思う)になって、私たちの学年(第二本科四年生)は、「旧制で卒業したければ卒業免許を出してやる。しかし、これをもらうと、あと一年定時制課程に通学するためには改めて入学金を収めなければならない。どうするか」と担任から聞かれた。入学した頃には五〇名ほどいたはずの同級生はたしか一四人に減っていたが、全員が旧制の工業学校を卒業した。旧制中等学校さいごの卒業生のはずであった。こうして私は、もう一度旧学制に別れを告げた。

そのあと、私は、すぐ定時制課程の四学年に編入して新制高等学校を卒業したが、同級生は昼間から転入した者を加えてたしか七名だった。私は、再び六・三・三の新学制に出会い、その枠のなかに組み込まれた。

その頃、私は、正規に進学してきた同級生よりも一歳年下であることにうすうす気づきはじめていたが、なぜそういうことになったのかはよくわからなかった。五年の春、私は大学を受験した。受験場では、旧制の諏訪中学校在学当時の同級生と一緒にあった。このことから逆算して、夜学(定時制)に学んだ私はほんらい、昼間勉強を続けた友人たちより一年遅れるはずだったこと、それが一緒になってしまったのは夜学に編入学するとき第二

学年に入ったことに端を発していること、第二本科というのは小学校（国民学校）高等科二年修了を入学資格としていたのだからほんらいは一年に転入すべきであったこと、に気づいた。気づいたところでどうにもなるものではなかった。このとび級は、少なくとも私の意志には無関係だったが、夜学の先生の故意だったのが過誤だったのかもはっきりしない。もとをたざせば、併設という名称のついた新制中学校を中途退学したことから起こったことであつた。

いっぽう、岡谷高女併設中学校二年生になったばかりの四七年五月に中退した妹のばあいは、近くに夜学がなかったから、私のようなわけにはいかなかった。彼女は、中等教育を一年と一カ月しか受けずに働きはじめてしまったのである。工場では使えばしりのようなことをしていたらしい。

四八年四月に新制高校制度が発足すると、岡谷の街にも、かつて妹が学んでいた女学校の後身である岡谷東高等学校の分校として、定時制高校が生まれた。同年輩の子どもたちが楽しそうに定時制に通うのを見た彼女が、自分も夜学に通いたいといひ出したときは、ほんとうに困った。彼女は、新制中学はおろか旧制の高等科すら終わっていないのだから。

結論をいうと、私は勇気をふるいおこして定時制高校まで出向いた。主事の先生にお会いして、「妹はついていけると思うから何とかいれてくれませんか。ついていけなければもちろん何回落

第させてもかまいませんから」とお願いしてみたのである。定時制の校舎は、私や妹が学んだ小学校の古い校舎を使っていた。まだ螢光燈もなく、暗い職員室でぼそぼそとお願ひしたことが憶い出される。私は法律のことなど何も知らなかった。知っていたらこんなお願ひに行く勇氣はなかったかもしれない。

そのときだったか、数日たってからだったか、定時制の先生は、奇妙な便法を提案して下さった。「定時制の一年生を二度やるつもりがあるなら、入学させてあげます」というのである。妹はもちろんそれでいいと喜び、それから間もなく、楽しそうに夜学に通いはじめ、翌四九年四月には、改めて正式に定時制に入學した。

その後、この妹は定時制を卒業するまえに国立病院付属の看護学院に入學した。一九三三年生まれなのに新制中学卒業という資格をもたない彼女には、高校定時制中退というのが最終学歴となつた。

私のばあいは過誤ですますことができるにしても、法規を杓子定規に適用したら、妹のような変則なことは認められなかったにちがいない。夜間中学の生まれたのはもつとあとのことである。私たち兄妹は、いまさらながら、当時の先生方のご好意をおもうのである。

なお、この原稿を書くため、ふと六法全書を開いてみた。働きはじめた当時の私や妹が制定されたばかりの学校教育法二二条・

三九条に違反していたことはもちろん（／＼）だが、そのほかに、労働基準法第五六条の年齢制限に気がついたのである。現行法にしたがえば、満一五歳以下の年少労働が禁止されていることはもちろんだが、妹のばあいには、いまはなくなった同条第一項但し書にさえ違反していたらしいのである。工場ではどんな扱いをしていたのだろうか。

体験にそくしていえば、生まれたばかりの六・三・三制はまことにひよわであった。その弱さは、新制中学に退学願を出した私たちにも、それをあつさり認めた学校にもあった。私たち二人

## 六・三制の出がけ頃

わたしは、昭和二三年の三月に小学校を卒業した。ということ、は、六・三制がしかれての小学校第一回目の卒業生ということになるのである。

思いかえせば、すでに二十数年前の話である。同じ屋根の校舎に、小学校と、中学校の二つの学校があり、二人の校長がおった

は、近くに旧制の夜学があったという偶然と異例に好意的な扱いで救われることができた。心の片すみには、いまにしておもえば、救われなかった人もあったのではなかったかと気にかかるのだが。

それなら、今は退学願を認めない強靱な六・三制ができたのだろうかと問えば、私たち二人のような例に限ってみるなら、生活保障や教育扶助を受けるといふ答えが用意されているが、問題を障害児の範囲まで拡げて考えてみると、まだまだだといふべきなのではなからうか。

（教育科学研究会常任委員）

佐藤 藤三郎

のである。しかしそれは、われわれ生徒にとってどうということがある訳ではなく、国民学校というものから、小学校と、中学校の二つの学校がつけられ、わたしは、国民学校の五年生から、小学校の六年生になっただけのこと、そのこと事態に対しては、感激も、変化もあまり感ずるものではなかったように思うのである